

～ オペレーターへの意見陳述の手引き ～

【船員法改正】

運航計画の変更等の必要があるときは、

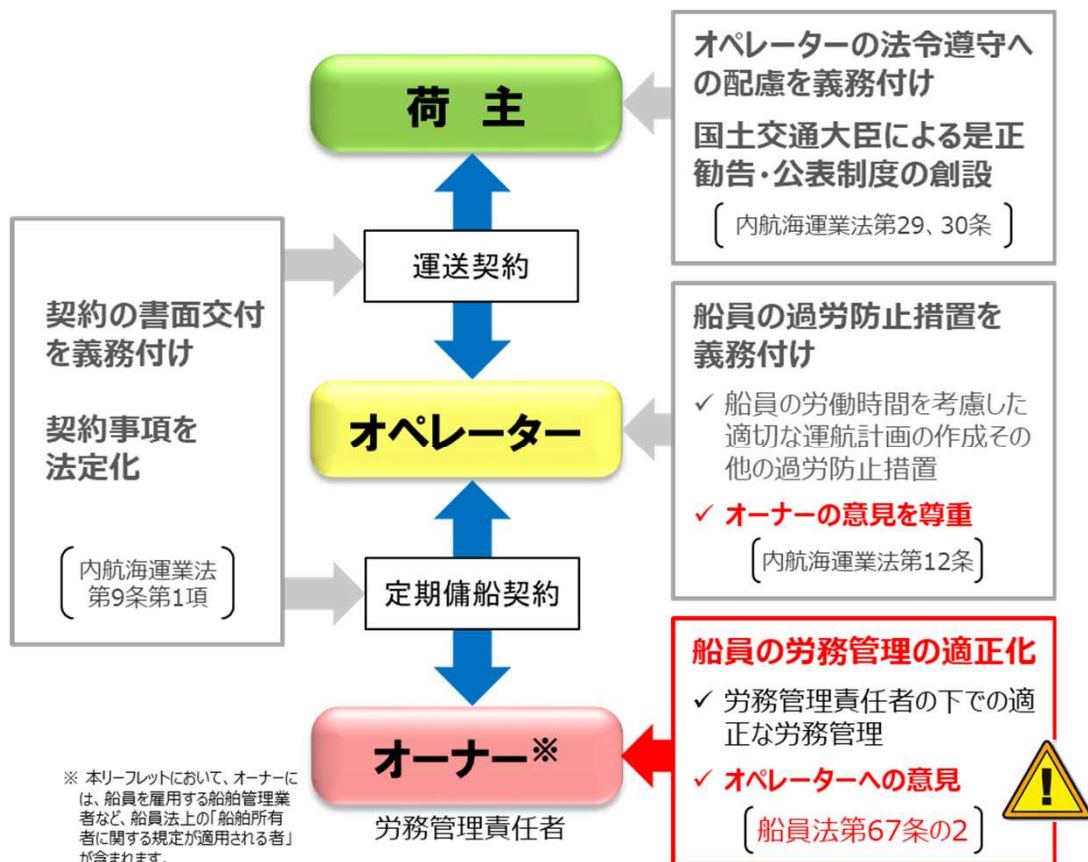
**オーナーは、オペレーターに意見を述べる必要があります！**

安定的な内航輸送を維持するためには、船員の長時間労働の是正や休日の確保など「船員の働き方改革」を進め、船員という職業を、より魅力ある職業へと変え、必要な人材を安定的に確保していく必要があります。

内航海運における船員の労働時間は運航計画と非常に密接な関係があるため、船員の働き方改革を推進するためには、運航計画を作成する運送事業者（オペレーター）の協力が必要不可欠です。

このため、令和3年5月に成立した「海事産業強化法」により、船員法と内航海運業法が改正され、令和4年4月1日から新たな制度が始まります。

1. オーナーがオペレーターに意見を述べる新制度



- ✓ オーナー（船員の使用者）は、労務管理責任者の意見を勘案し、労務管理上の措置を講ずるため、運航計画の変更等の必要があると認められる場合は、**オペレーターに意見を述べなければなりません。**

## 2. オペレーターに意見を述べるための準備

オペレーターに理解してもらえよう、

具体的な理由を示しましょう！

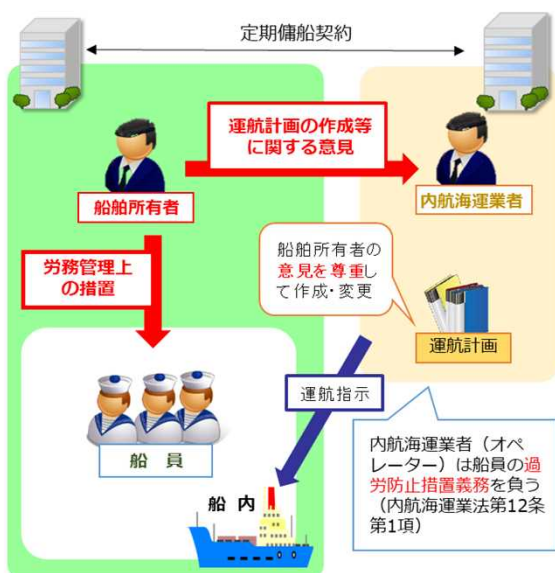
- ✓ オペレーターは、船員の過労防止措置を講ずるに当たり、**オーナーの意見を尊重**しなければならない（内航海運業法第12条第2項）ため、**あらかじめ、本手引きを参考に、オペレーターと意見陳述の方法を取り決めておきましょう。**
- ✓ 労務管理記録簿の記録や労務管理責任者の意見等を踏まえ、**運航計画の変更等に関する意見を述べる際には、なぜそうしなければならないのか、その理由（船員の労働時間や健康状態、違反するおそれのある船員法の規制等）**を伝えられるようにしましょう。

オペレーターは、安全管理規程において、運航計画等の作成時における船員の労働時間管理の確認に関する事項を定めなければなりません。

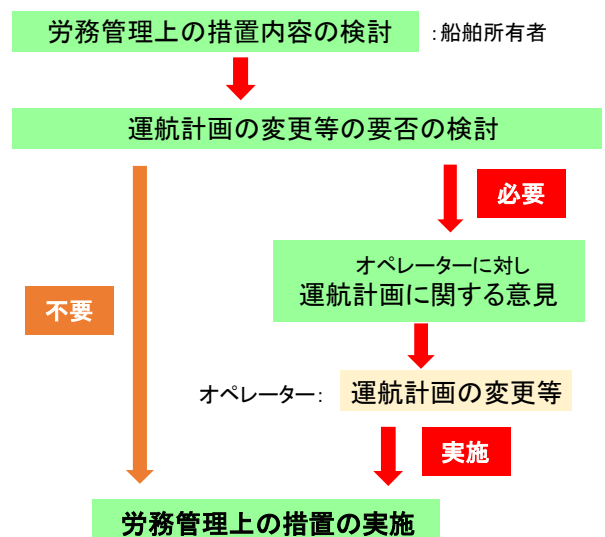
（内航海運業法施行規則第13条第3号ロ(1)）



### <オペレーターへの意見陳述の概要>



### <オペレーターへの意見陳述の流れ>



### 3. オペレーターに意見を述べる方法等

意見陳述は、

**記録が残る電子メールやFAXで行いましょう！**

意見を述べる際には、口頭ではなく、**意見を述べたことの記録が残る電子メールやFAX等で行いましょう。**

意見を述べなければならない場合とは、

船員に対して労務管理上の措置を講ずるに当たり、当該船員が乗り組む船舶の運航計画の作成や実施について、変更の必要がある場合です。

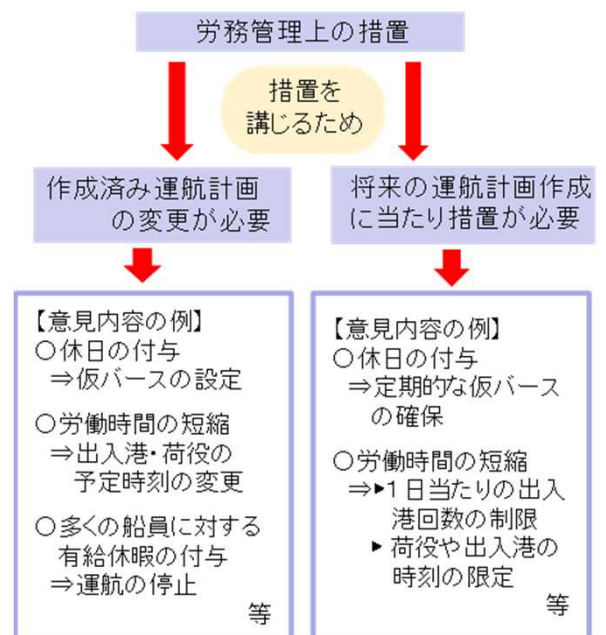
具体的には、以下の場合が該当します。

- ① 船員法違反や船員の健康障害が現に発生している場合
- ② 現状の運航計画のまま運航すると、船員法違反や船員の健康障害が発生するおそれがある場合

意見の内容としては、以下のようなもの考えられます。

- 仮バース日の設定・確保
- 出入港・荷役の予定時刻の変更
- 1日当たり出入港回数の制限

<意見内容の検討の流れ>



※両方の観点から意見を述べる場合もある。

20XX.04.01, 11:11

宛先:(オペレーター連絡先)

件名:【船員法第67条の2に基づくご意見】 ●●丸の運航計画について

添付:労務管理記録簿(一航\_\_\_\_\_)

〇〇海運 ご担当者様

先日ご送付いただいた●●丸の、△△月△△日、△△時△△分に〇〇港入港、×時間の荷役との運航計画の場合、一等航海士\_\_\_\_\_の1日の労働時間が船員法による14時間の上限を超えるおそれがあります。当該船員の労働時間の短縮のため、荷役を翌日へ変更する必要があるため、運航計画の変更のご検討及び検討結果のご連絡をお願いします。

△△海運(株) □□ □□

TEL: 080 - 0000 - 0000

メールでの意見陳述の例  
(あくまで一例です)

※労務管理記録簿を提供するに当たっては、あらかじめ船員個人の同意を得ておきましょう。

# 地方運輸局の相談窓口も活用しましょう！

内航海運における取引環境改善や生産性向上に関し、質問や相談事項等がありましたら、最寄りの地方運輸局等までご連絡下さい。

運輸局等・担当部署	所在地	連絡先
北海道運輸局 海事振興部貨物・港運課	札幌市中央区大通西10 札幌第二合同庁舎	TEL 011-290-1013
東北運輸局 海事振興部海事産業課	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	TEL 022-791-7512
関東運輸局 海事振興部貨物課	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	TEL 045-211-7272
北陸信越運輸局 海事部海事産業課	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	TEL 025-285-9156
中部運輸局 海事振興部貨物・港運課	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	TEL 052-952-8014
近畿運輸局 海事振興部貨物・港運課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	TEL 06-6949-6417
神戸運輸監理部 海事振興部貨物・港運課	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	TEL 078-321-3147
中国運輸局 海事振興部貨物・港運課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	TEL 082-228-3690
四国運輸局 海事振興部貨物・港運課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	TEL 087-802-6808
九州運輸局 海事振興部貨物・港運課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	TEL 092-472-3156
沖縄総合事務局 運輸部総務運航課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	TEL 098-866-1836

- 「船員の働き方改革」特設ウェブページ掲載の各種ガイドラインなどもご活用ください。



- 「内航海運の取引環境改善・生産性向上」の特設ページも活用ください。

